

中央自動車道（八王子 I C～相模湖 I C）夜間通行止めに伴う料金調整

1. 料金調整

工事通行止めによる迂回のため圏央道・あきる野（八王子西） I Cをご利用されることにより、料金が割高となる場合に、八王子 I Cをご利用される場合と同額に料金を調整します。（ E T C 車以外も含む全車両対象）

（例）あきる野 I C～名神・小牧 I Cをご利用の場合（普通車）

7, 4 5 0 円（通常料金） ⇒ 7, 2 0 0 円（調整後通常料金：八王子～小牧間の料金）

なお、各種 E T C 割引は、料金支払区間ごとの判断となるため、通行止め時は割引の時間判断をする料金所が変更になりますので、ご注意ください。

2. 料金調整の期間

2010年5月18日（火）午前0時～2010年5月20日（木）24時前まで

2010年5月25日（火）午前0時～2010年5月27日（木）24時前まで

ただし、3. 2) の E T C 早朝夜間割引に関する調整については、通行止め開始日の22時～翌朝6時までの間のみの調整となります。

また、出口料金所で料金をお支払いいただく日時での判断となり、入口時間は考慮されません。

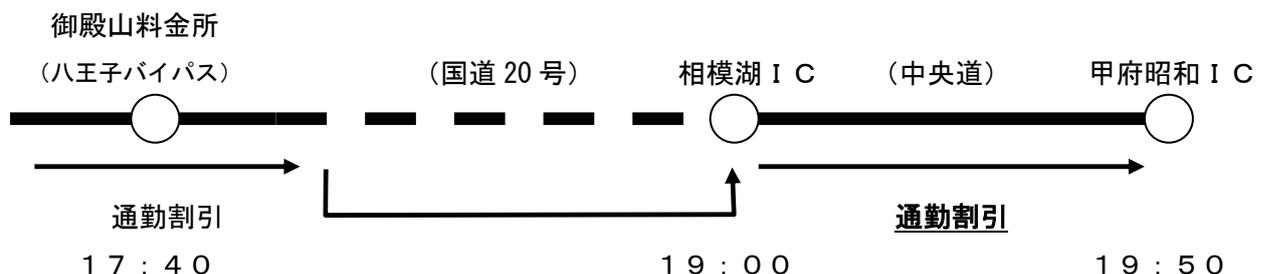
3. E T C 割引の特記事項

1) E T C 通勤割引の回数制限の取扱いに関する調整

八王子バイパス・御殿山（料）⇔中央道・相模湖 I C について、各区间のご利用が通勤割引の対象時間であれば、走行回数を1回とみなす調整を実施します。

なお、あきる野 I C や八王子西 I C 等ではこの調整は実施しませんので、ご注意ください。

（例）八王子バイパス・中央道（相模湖 I C～甲府昭和 I C）をご利用の場合



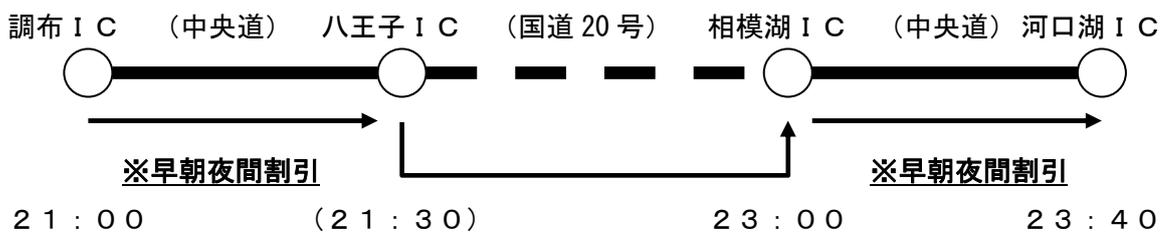
2) ETC早朝夜間割引に関する調整

高井戸・調布・国立府中の各IC⇔八王子IC…（通行止め区間の迂回）…相模湖・あきる野（八王子西）の各IC⇔河口湖IC・甲府昭和IC間をご利用の場合、通行止め時間帯の迂回に限り、どちらかの区間でETC早朝夜間割引の時間条件を満たしていれば、迂回前・迂回後の走行ともにETC早朝夜間割引の対象とさせていただきます。

料金所通過時にはETC早朝夜間割引料金を表示などできない場合がありますが、割引対象の場合には後日ETC早朝夜間割引料金へ調整させていただきます。この場合、一度料金所での表示料金（調整前料金）でご請求させていただき、翌月等に早朝夜間割引料金との差額を調整させていただく場合がありますが、ご了承ください。

なお、この調整は、相模湖・あきる野（八王子西）の各IC⇔河口湖IC・甲府昭和IC間が対象になり、双葉スマートIC以西との間は調整されませんのでご注意ください。

（例）中央道（調布IC～八王子IC、相模湖IC～河口湖IC）をご利用の場合



※いずれの区間も、後日早朝夜間割引を適用します。

以 上